

## V. 定期試験と成績評価

### 1. 定期試験

履修した授業については試験が行われます。定期試験は、原則として学期末（※巻頭の「2020年度福知山公立大学学年暦」参照）に行います。また、成績評価は定期試験のみならず、科目の内容・性質によってさまざまな方法で行われます。例えば、試験期間以外に小テスト、中間テスト等を実施する科目もあります。掲示や授業担当者の指示に従って下さい。

#### (1) 定期試験

前学期と後学期の2回実施されます。実施される授業科目と試験時間割は試験期間開始10日前までに掲示・配布により発表します。

#### (2) 学期末定期試験の時間

時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
時間	8:50～9:50	10:30～11:30	12:50～13:50	14:30～15:30	16:10～17:10

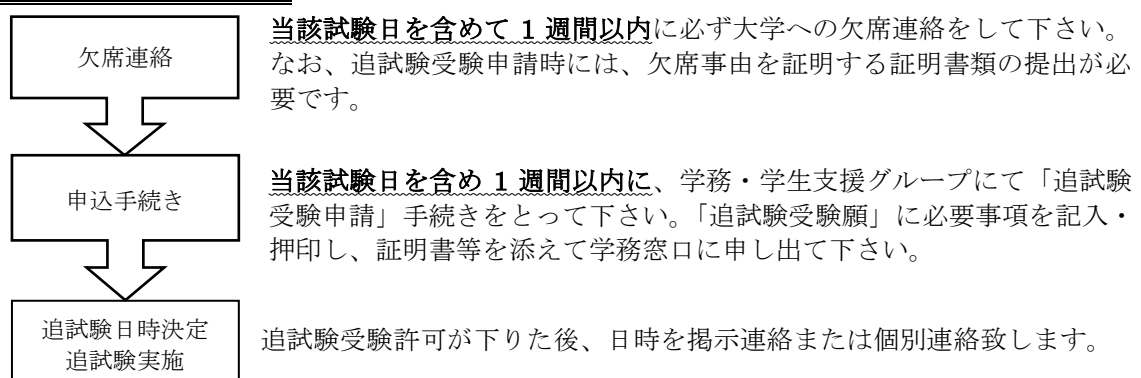
#### (3) レポート試験

定期試験に代わりレポート試験を実施する、または定期試験の有無に関わらずレポート試験を実施する科目があり、掲示に従い提出することになります。レポート試験の形式・期日は絶対的なものですので、形式間違い、期限に遅れた場合には一切受け取りをしないことになります。

#### (4) 追試験

やむを得ない理由によって定期試験を欠席した場合、あるいは学部長が欠席理由をやむを得ないものと認めたときに限り、追試験を受験できることがあります。当該試験の終了後、当該試験日を含め1週間以内に、追試験受験願に必要な証明書類を添えて学務・学生支援グループに届け出る必要があります。

#### 追試験申込・受験の手順



(5) 試験における不正行為について

試験において不正行為をした学生は、即時受験を停止し、当該試験期間におけるすべての履修科目を無効とし、退学、停学、戒告等の懲戒処分を受けることがあります。（「公立大学法人福知山公立大学試験規程」、「公立大学法人福知山公立大学試験実施細則」による。）

(6) その他、試験に関する注意事項

- ① 試験期間中は学生証を必ず携帯し、試験時間中は机上に提示して下さい。学生証を忘れた場合は試験開始前に 1 号館の学務・学生支援グループで「仮学生証」発行手続きをして下さい。学生証・仮学生証がなければ、試験を受けることができません。
- ② カンニング・私語・その他の迷惑行為等はすべて不正行為です。不正行為を行った場合は、その場で退場となります。その試験だけでなく、当該学期に受講した科目のすべてが無効となり、すべての単位が取得できなくなります。また、解答用紙の持ち帰りも不正行為となります。
- ③ 試験時間中はスマートフォン・携帯電話（それらの機能を持つもの）の電源は切っておくようにして下さい。携帯電話を時計がわりとして机の上に置くことはできません。電話が鳴った場合は、不正行為とみなされることがありますので、注意して下さい。
- ④ その他にも試験に関する注意事項があります。詳しくは諸規程で確認して下さい。

## 公立大学法人福知山公立大学試験規程

(目的)

第1条 この規程は学則第26条第1項に基づき、試験について必要な事項を定める。

(種類)

第2条 本学の試験は、定期試験、追試験、および再試験とする。

(試験の時期)

第3条 定期試験の日は教授会において決定し、概ね10日以前に学生に公示する。

2 定期試験の実施方法、および評価方法については、各科目担当教員が学生に提示し、あるいは学生に公示する。

3 定められた定期試験の他、各科目担当教員は授業中適宜試験を行うことができる。

4 追試験、および再試験は必要に応じ、随時実施するものとする。

5 試験の実施に際して必要な事項は別に定める。

(受験資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は定期試験の受験が認められない。

(1) 当該科目について所定の履修手続きをしていない者。

(2) 所定の学費が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。

(3) 受験すべき当該科目における出席回数が、各科目担当者の設ける基準を満たさない者。

(4) 身分証明書(学生証)を所持していない者。

(5) その他、科目担当者が受験を許可しない者。

2 前項第3号、および第5号における受験資格の有無は、当該科目担当教員の責任において認定されるものとする。

(試験の成績)

第5条 各科目の成績は各学期末の試験結果、平常の学習態度、受講中の試験成績、出席回数等を総合して認定される。

(追試験)

第6条 やむを得ない理由によって定期試験を欠席した者は、当該試験の終了後、当該試験日を含め1週間以内に、欠席届に必要な証明書類を添えて事務局に届け出るものとする。この場合において、学部長が欠席理由をやむを得ないものと認めるときに限り、当該科目の担当教員は速やかに追試験を実施するものとする。

2 本人の不注意等により受験できなかった場合は、追試験の受験は認められない。

3 単位の評価は学則第26条第2項を適用する。

4 受験が認められた追試験を受験しなかった場合は、理由の如何を問わず追試験の受験を再度願い出ることはできない。

(再試験)

第7条 次の各号のすべてに該当する者が、再試験受験申請所定の期日までに書類等を添えて再試験受験願を提出した場合は、再試験の受験を許可し、再試験を行う場合がある。

(1) 4年次生(最終学年)において履修した科目の評価が不合格となった者

(2) 4年次生(最終学年)までに取得した単位と4年次生(最終学年)時に履修していた科目の合計が124単位以上の者

(3) 再試験を受験することにより、卒業に必要な単位が認定され、卒業が可能となる者

(4) 再試験受験申請をし、許可された者

2 再試験を許可された者は、所定の期日までに再試験受験願を提出し、併せて1科目につき2,000円の再試験料を納入しなければならない。

3 再試験を受験することができる科目は、3科目を上限とする。

4 再試験を受験することができる科目は、別に掲示等をもって告知する。

5 本人の不注意等により受験できなかった場合は、再試験の受験は認められない。

6 再試験に合格した者の単位の評価は学則第26条第2項を適用する。ただし各科目は100点満点法による採点を80点満点法に換算し最終評価とする。

7 受験を認められた再試験を受験しなかった場合は、理由の如何を問わず再試験の受験を再度願い出ることはできない。

8 再試験実施時期は、学年末とする。

(不正行為)

第8条 試験における不正行為に関する事項については別に定める。

(その他)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条に規定する再試験については、平成28年3月31日に成美大学に在籍し、平成28年4月1日以降も引き続き本学に在籍する者にのみ適用する。

## 公立大学法人福知山公立大学定期試験実施細則

## (目的)

第1条 この細則は、公立大学法人福知山公立大学試験規程第2条第1項に基づき、定期試験の実施に際し必要な事項を定める。

## (試験時間)

第2条 試験開始時間は、1時限：8：50、2時限：10：30、3時限：12：50、4時限：14：30、5時限：16：10とし、定期試験の時間は、60分とする。ただし、例外として実技等を伴う科目は試験時間を90分間とする場合がある。

2 遅刻者の入室は、試験開始後20分までとする。

3 試験場では、試験開始後30分経過するまでは退室してはならない。

## (遵守事項)

第3条 試験場への資料等の持込は、当該科目担当教員によって許可されたものに限る。また、携帯電話等、試験に不要な物は鞆等に入れる。

2 試験場では、監督者の指示に従い受験すること。また、座席指定されている場合は、これに従い着席しなければならない。

3 試験場では、静粛にし、筆記用具、消しゴム等の貸借をしないこと。また、筆記用具、消しゴム、持込が許可されている資料以外のものは鞆等に入れ、床上に置くこと。これに従わないときは不正行為とみなされる場合がある。

4 受験者は身分証明書（学生証）を必ず持参し、試験時間中、監督者が確認できるよう机上に提示しなければならない。なお、試験に際し、身分証明書（学生証）を忘れた場合には、事務局窓口申し出、仮学生証の発行を受けなければならない。試験中、学生証、仮学生証のいずれかを持たない場合には退室を命ずる。

5 不正行為は厳重に処罰される。

## (不正行為)

第4条 試験における不正行為とは、次の各号に挙げる行為をいう。

(1) 他の者が受験者に代わって受験し、または受験者が他の者を代わりに受験させること。

(2) 受験者が答案を相互に交換し、解答を作成すること。

(3) 受験者がカンニングペーパー、またはこれに類するものを使用すること。

(4) 受験者が持ち込み不許可とされているテキスト、参考書、ノート、辞典、文献、資料等を使用すること。

(5) 受験者が他の受験者の答案を見たり、または他の受験者に答案を見せたりすること。

(6) 受験者が所持品、机上、身体などに解答、または解答に役立つメモなどを書き込んでおくこと。

(7) 携帯電話等を利用し、他の受験者、または第3者と試験時間中に交信すること。

(8) 試験時間中に携帯電話に触れること。また試験時間中、携帯電話を目の届く場所に置くこと。

(9) 試験監督者、補助監督者が明らかに不正行為に類すると判断する行為を受験者が行うこと。

(10) その他、前各号に類すると認められる行為。

## (不正行為が発覚した場合の措置)

第5条 不正行為が発覚したときは、関係者はそれぞれ次の各号に挙げる措置を取るものとする。

(1) 監督者は、不正行為を発見したときは、当該不正行為の事実関係を確認し、学生証、答案用紙、証拠品を没収し、保管する。

(2) 監督者は、不正行為を犯した学生の試験を即座に中止し、学籍番号、氏名の確認を行い、その学生を伴い事務局に出頭する。

(3) 監督者は、当該不正行為について、所定の様式に従い、報告書を作成し、学部長に提出する。

## (処分の内容、および決定)

第6条 不正行為をした学生に対する処分について以下に定める。

(1) 不正行為をした学生が当該学期に履修登録しているすべての科目について不認定とし、単位は授与しない。

(2) 不正受験学生に対する懲戒処分は、学則第48条第1項に準じ、決定する。

## (補足)

第7条 試験場において監督者の行った指示、または注意に従わない場合、その他公正な試験の実施を妨げる行為を行う者がいた場合は、監督者は当該受験者に対し、試験場から退場するよう命ずることができる。

2 前項により退場を命ぜられた受験者の試験科目については、受験しなかったものとして取り扱うものとする。

## 附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

## 2. 成績評価

---

履修登録した授業について、合格点に到達した場合には単位が付与されます。

### (1) 評価

本学の成績評価は100点をもって満点とし、60点以上を合格とします。なお、成績は秀・優・良・可を合格、不可・放棄を不合格とします。その基準は以下の通りです。

判定 評価	合格				不合格	
	秀	優	良	可	不可	放棄
評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0	

### (2) 成績通知

本学では年2回（前学期：9月オリエンテーションガイダンス時、後学期：次年度の3月末～4月オリエンテーションガイダンス時）、「成績通知書」を交付します。各自所定の期日に受領し、成績を確認して下さい。別途、保護者宛に年2回（9月中旬、及び3月中旬）、「成績通知書」を送付します。

### (3) 成績に関する異議申し立て

自分の成績評価に対して疑問などがある場合は、各学期に成績評価に関する確認期間が設けられていますので所定の申請書により学務まで申し出てください。各学期の成績配付時に詳細を掲示します。

### (4) GPA 制度

本学では、学業成績をはかる基準として、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」、「放棄」の成績評価に加え、GPA（Grade Point Average：成績評価係数）による評価システムを併用しています。

#### ① 成績評価基準と科目 GP

登録科目の成績評価を「4」・「3」・「2」・「1」・「0」に換算されます。

判定 評価	合格				不合格	
	秀	優	良	可	不可	放棄
ポイント	4	3	2	1	0	0

#### ② GPA の算出方法

**GPA : Grade Point Average =**

$(\text{秀の単位数} \times 4) + (\text{優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1) + (\text{不可} \cdot \text{放棄の単位数} \times 0)$

---

総 登 録 単 位 数